

令和 8 年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費補助金交付要綱

砥部町告示第147号

令和 8 年 6 月 23 日

(趣旨)

第 1 条 町は、町内林業事業体の生産性向上、林業労働力の確保及び定着を図るため、林業事業体等が行う林業機械の導入に要する経費に対し、予算の範囲内において砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、町内に事業所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 愛媛県林業事業体改善計画認定要領に規定された改善計画の認定を受けた事業主（以下「認定林業事業体」という。）

(2) 愛媛県意欲と能力のある林業経営者及び適合事業者の登録・公表に関する実施要領に規定された意欲と能力のある林業経営者

(3) 前号の意欲と能力のある林業経営者と連携協定を締結した者

(補助対象機械、経費、補助率及び制限)

第 3 条 補助対象とする林業機械は、別表のとおりとする。

2 補助対象経費は、補助事業者等が入札、民間レンタル会社又はリース会社から林業の用に資する機械を借り受ける経費（ただし、回送料を除く。）とする。

3 補助金の額は、予算の範囲内において、前項に規定する補助対象経費（事業費）に 2 分の 1 を乗じて得た額から、当該事業について令和 8 年度愛媛県林業事業体等生産性向上支援事業費補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）に基づく補助金が交付される場合はその額を控除した額の範囲内（1 円未満の端数切捨て）とする。ただし、令和 7 年度砥部町森林整備担い手確保育成対策事業費補助金における「高度林業機械技士育成促進事業」に係る同補助金交付決定を受けた同一の借上経費については、予算の範囲内において、事業費に 3 分の 2 を乗じて得た額から、県要綱に基づく補助金が交付される場合はその額を控除した額の範囲内（1 円未満の端数切捨て）とする。

4 補助金の交付は、補助事業者 1 社につき、林業機械 1 台分の借上経費に限るものとする。

5 補助対象とする期間は、当該年度の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、当該年度の 3 月 15 日までに支払いが確認できるものに限る。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、令和 8 年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに町長に提出しなければならない

ない。

- 2 前項の規定による申請に際し、県要綱に基づく補助金の交付決定を受けている場合は、その補助金交付決定通知書の写しを添付しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税相当額がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該金額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に令和8年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業について、補助金の増減を伴う変更、又は事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、あらかじめ令和8年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業変更・中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、補助事業者に令和8年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業変更・中止(廃止)決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の10月31日現在において令和8年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業遂行状況報告書(様式第5号)を作成し、11月10日までに町長に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに令和8年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費補助金実績報告書(様式第6号)に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による報告に際し、県要綱に基づく補助金の額の確定を受けている場合は、その補助金確定通知書の写しを添付しなければならない。
- 3 第4条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、第4条第3項ただし書に該当した補助事業者において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第4条第3項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を令和8年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費補助金仕

入に係る消費税等相当額報告書（様式第7号）により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
（補助金額の確定）

第9条 町長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を令和8年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費補助金確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、令和8年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費補助金請求書（様式第9号）を、別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 町長は、前条の補助金請求書を受領した場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

（財産の管理）

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、補助金等の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等のうち機械及び重要な器具で、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超えるものを、町長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して町長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

3 前項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

4 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

5 町長の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を町に納付させることがある。

（関係書類の保存）

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、町長はその全部又は一部の補助金の返還を命ずることができる。

（1）この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。

（2）この告示により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

（3）その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和8年5月8日から適用する。

別表 補助対象とする林業機械

対象機械
伐木、造材又は集材を行う次に掲げる林業機械 プロセッサ・ハーベスタ・フォワーダ・タワーヤーダ・スイングヤーダ・ グラップル・ザウルスロボ・運材車・その他町長が認めるもの

様式第 1 号（第 4 条関係）

令和 8 年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

砥部町長 様

林業事業体等

令和 8 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、令和 8 年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業実施計画

林 業 機 械 名	借 上 期 間	事 業 費
	月 （ 日 ）	円

- 注 1 借上期間には、月単位又は日数単位で記入すること。
- 注 2 事業費欄には、林業機械の借上費用（ただし、回送料を除く。）を記載すること。

3 事業費の負担区分

事業費	負担区分		
	町補助金	県補助金	補助事業者負担金
円	円	円	円

4 収支予算

(1) 収入の部

区分	町補助金	県補助金	補助事業者負担金	計
令和8年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費	円	円	円	円

(2) 支出の部

区分	補助に要する経費
令和8年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費	円

5 事業完了予定年月日

年 月 日

6 補助金算定表

区分	補助対象経費	補助率	補助額
令和8年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費	円		円

(注) 第4条第3項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請する場合には、別紙1「令和8年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」を添付すること。

様式第 2 号（第 5 条関係）

令和 8 年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費補助金交付決定通知書

砥部町指令 砥農林第 号
 令和 年 月 日

林業事業体等 様

砥部町長 

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 8 年度砥部町林業事業体等生産性
向上支援事業費補助金については、令和 8 年度砥部町林業事業体等生産性向上
支援事業費補助金交付要綱第 5 条により、下記のとおり補助金を交付します。

記

補 助 金 金 円

様式第 3 号（第 6 条関係）

令和 8 年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業
変更・中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

砥部町長 様

林業事業体等

令和 年 月 日付け、砥部町指令 砥農林第 号で、補助金交付決定があった令和 8 年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業を下記のとおり変更したいので、令和 8 年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおりその承認を申請します。

記

- 1 変更・中止（廃止）の理由（記載要領は、様式第 1 号に準ずるものとする。）

様式第 4 号（第 6 条関係）

令和 8 年度砥部町森林整備担い手確保育成対策事業費補助金
変更・中止（廃止）交付決定通知書

砥部町指令 砥農林第 号
令和 年 月 日

林業事業体等 様

砥部町長 

令和 年 月 日付けで変更・中止（廃止）承認申請のあった令和 8 年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費補助金の変更・中止（廃止）については、令和 8 年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費補助金交付要綱第 6 条第 2 項により、下記のとおり補助金を変更して交付します。

記

変更前補助金の額（金 円）

変更後補助金の額 金 円

様式第 5 号 (第 7 関係)

令和 8 年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業遂行状況報告書

令和 年 月 日

砥部町長 様

林業事業体等

令和 年 月 日付け、砥部町指令 砥農林第 号で、補助金交付決定の通知があった令和 8 年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業の遂行状況について、令和 8 年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

総事業費	事業の遂行状況				備考
	10月31日までに完了したもの		11月1日以降に実施するもの		
	事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
円	円	%	円		

様式第 6 号（第 8 条関係）

令和 8 年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業実績報告書

令和 年 月 日

砥部町長 様

林業事業体等

令和 年 月 日付け、砥部町指令 砥農林第 号で、補助金交付決定の通知があった令和 8 年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業の実績について、令和 8 年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の成果

2 事業実績

林業機械名	借上期間	事業費
	月（日）	円

注 1 借上期間には、月単位又は日数単位で記入すること。

注 2 事業費欄には、林業機械の借上費用（ただし、回送料を除く。）を記載すること。

3 事業費の負担区分

事業費	負担区分		
	町補助金	県補助金	補助事業者負担金
円	円	円	円

4 収支精算

(1) 収入の部

区分	町補助金	県補助金	補助事業者負担金	計
令和8年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費	円	円	円	円

(2) 支出の部

区分	補助に要する経費
令和8年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費	円

5 事業完了年月日

年 月 日

6 補助金算定表

区分	補助対象経費	補助率	補助額
令和8年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費	円		円

(注) 第8条第3項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請する場合には、別紙1「令和8年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」を添付すること。

様式第 7 号（第 8 条関係）

令和 8 年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費補助金
仕入に係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日

砥部町長 様

林業事業体等

令和 年 月 日付け、砥部町指令 砥農林第 号で、補助金交付決定の通知があった令和 8 年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費補助金について、令和 8 年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費補助金交付要綱第 8 条第 4 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付要綱第 9 条の補助金の額の確定額 (令和 年 月 日付け、 砥農林第 号による額の確定額)	金 円
2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額	金 円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額	金 円
4 補助金返還相当額 (3 - 2)	金 円

(注) 補助事業者別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式第 8 号 (第 9 条関係)

令和 8 年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費補助金確定通知書

第 号
令和 年 月 日

林業事業体等 様

砥部町長 印

令和 年 月 日付けで実績報告のあった令和８年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費補助金については、令和８年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費補助金交付要綱第９条の規定により、金 円に確定したので通知します。

様式第 9 号（第10条関係）

令和 8 年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費補助金請求書

令和 年 月 日

砥部町長 様

林業事業体等 ⑩

令和 年 月 日付け、 砥農林第 号で、補助金確定の通知のあった
令和 8 年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費補助金について、令和
8 年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費補助金交付要綱第10
条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳 確定通知額 金 円也

今回請求額 金 円也

別紙 1（第 4 条、第 8 条関係）

令和 8 年度砥部町林業事業体等生産性向上支援事業費補助金に係る
仕入に係る消費税等相当額集計表

（単位 円）

仕入に係る消費税額と当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額との合計額	補助率	仕入に係る消費税等相当額	備考

- （注） 1 「仕入に係る消費税額及び当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額の合計額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税等相当額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。